

令和5年10月10日

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和5年10月10日（火）  
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 第1・2委員会室

3、出席委員

1番	芹口 民雄	2番	下田 修一	3番	
4番	宇藤 信喜	5番		6番	本田 逸雄
7番	甲斐 幸一	8番	二子石富士夫	9番	大西 六三
10番	谷川 春水	11番	高崎 堅誌	12番	三森 伸治
13番	安藤 吉孝	14番	山村 珠美		

4、欠席委員 3番 野尻 範仁 5番 後藤 則和

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農地法第18条の規定による小作解約について

【合意解約】 【中間管理・賃貸借、使用貸借】

第4 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件

第5 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地  
利用集積計画（配分）（案）の承認について

【中間管理・農地バンク一括方式】

6、農業委員会事務局職員

局長 芹口 孝直

係長 今村 翔太

参事 後藤 健一

事務局 それでは、令和5年度第7回高森町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席者は14名中、欠席者2名、農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数の出席を得ましたので、会議の成立を報告いたします。

それでは、会長からに御挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、こんにちは。

今日は、この忙しい農繁期中、総会に出席していただき、ありがとうございます。

それから、本日より新しく13番委員が加わるということになりましたので、今後ともよろしくをお願いいたします。

今、農家は一番の農繁期で、稲刈りとか農作物の収穫、また、わらあげ等、皆さん忙しい中のご参加、御苦勞様です。

本日の総会、審議案件が1件と、その他、提案が数件あります。提案件数は少ないですが、皆さんと一緒に審議を進めていきたいと思ひます。

では、始めていききたいと思ひます。

#### 「議第25号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和5年10月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。議事録署名ということですが、指名ですので、こちらから指名してもよろしいでしょうか。

(複数委員) はい。

議長 それでは、今回は2番委員と、4番委員をお願いいたします。

#### 「報告第11号」

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和5年10月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。この議案は相続ですので、事務局から説明していただきます。

事務局 それでは、私からこちらの案件について説明させていただきます。  
筆数が多いので、ページをまたぎます。  
4 ページ、5 ページをお開きください。  
番号1です。土地の所在地は下記に書いてあるとおり、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望等をご覧のとおりになっております。  
親から子への相続です。  
補足資料は、3 ページから5 ページをご覧ください。  
こちらのカラーの地図に記載しています赤い線で示してあるところが当該地となります。  
事務局からの説明は以上です。

議長 はい。今、説明がありました。何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、これは報告ですので、承認いたします。  
次に移りたいと思います。

#### 「報告第12号」

事務局 農地法第18条の規定による小作解約について[合意解約]【中間管理・賃貸借、使用貸借】。  
別紙のとおり本委員会に報告する。  
令和5年10月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。議案は、中間管理の解約の議案ですので、これも事務局に説明していただきます。

事務局 こちらも私から説明させていただきます。  
筆数が多いので、ページをまたぎます。  
7、8 ページをお開きください。  
番号1、借受人、貸出人、土地の所在地、登記地目、現況地目は下記のとおりです。  
解約事由につきましては双方合意の合意解約。  
解約後、ほかの者と、中間管理を通し、使用貸借権の設定をするものです。  
補足資料は、8 ページの下の赤枠で囲ってある9筆になります。

続きまして、番号2、8ページ、9ページをお開きください。

こちら借受人、貸出人、土地の所在地、登記地目、現況地目は下記のとおり、解約事由につきましては、こちら双方合意の合意解約。

解約後、ほかの者と、中間管理を通し、使用貸借権の設定をするものです。

補足資料は、9ページの下赤枠で囲ってある4筆です。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。今、事務局から説明がありましたが、質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この議案については報告ですので承認します。

次に移りたいと思います。

#### 「議第26号」

事務局 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和5年10月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 これは第4条の審議資料となっております。

この地区の担当は、私ですので、私から説明させていただきます。

農地法第4条審議資料。

11ページをご覧ください。

補足資料が11ページ、12ページとなります。

1番、農地の情報は左記のとおり、西側の山林のため、日当たりが悪く、鳥獣害もあるため、植林をしたいということです。

ここは以前、隣の農地の所有者が当該地も含め一緒に耕作をされていたんですが、去年その方が亡くなられてまして、耕作されなくなりました。

申請者本人も高齢のため、耕作できないということで、山林にしたいという申し入れがありました。

現地行きますと、三方が山、東側が分譲地です。

農地はここではそこだけしかなく、耕作もできないということですので、山林にしてもいいんじゃないかなと思います。

皆さんで審議をよろしくお願いいたします。

事務局 事務局からは、許可基準のみ補足させていただきます。  
申請書には、事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について、事務局としては申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。  
また、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。  
以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しています。  
以上です。

議長 はい。今、説明がありました。質問のある方はどうぞ。

12番委員 写真を見ると、道がどのようにここに入っているかは分からないのですが、ここに植林した場合、奥の農地には入れなくなるのではないですか。

事務局 事務局から補足説明をさせていただきます。  
12ページをお開けいただきたいと思います。  
下の2枚をご覧ください。  
これは南側から北に向かって写した写真です。  
左側に、山林が見えていると思いますが、その脇を農道が通っております。  
畦畔があり、農道が通っております。  
農道は残っておりますので、植林の際はその畦畔よりも少し内側にシカの防護ネットを張って植えるという計画が出ておりますので、道路部分に支障はありません。  
農地転用されたとしても、先の農地まで行けないというような状態にはならないと思います。  
また、奥の筆、資料の11ページを見ていただくと分かりますが、奥にまだ農地が少し残ります。  
その管理は農道を通してされるということですが、補足的に申し上げますと、いずれはその奥の農地も山林にしたいというような御相談がっております。  
そういう意味合いから、同意書もいただいております。

周辺の方も同意を得た上での申請ということです。  
以上でございます。

議 長 はい。ほかに質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、この議案は可決いたします。

**「議第27号」**

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用  
集積計画(配分)(案)の承認について【中間管理・農地バンク一括方  
式】。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和5年10月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 はい。これは集積計画の審議資料ということですので、これも事  
務局から説明していただきます。

事務局 こちらも事務局から説明します。

13ページから16ページをお開きください。

まず、番号1です。

これは先ほど賃貸借の合意解約をしたのち、相続手続きが終わっ  
ておりますので、現所有者が農業公社を通して、借受者に対し使用  
貸借権の設定をするものです。

土地につきましては、13、14ページに記載のとおりです。

9筆合計6,535㎡、契約期間は5年間です。

補足資料は、14ページです。

続きまして、16ページをお開きください。

番号2です。

こちらも先ほど賃貸借の合意解約をした土地所有者が、農業公社  
を通して借受者に対し使用貸借権の設定をするものです。

土地につきましては、16ページに記載のとおりです。

4筆合計6,102㎡、契約期間は5年間です。

補足資料は、15ページです。

事務局からの説明は以上です。

議 長 はい。今説明がありました。何か質問はありませんか。

(複数委員)      ありません。

議    長      はい。ないということですので、この議案は承認いたします。  
              これで、今月の総会の議案は全て終わりました。  
              ちょっと提案というか、確認ですが、本日の4条の議案みたいに、畑を山にしたいという話ですが、明確な目的がなく、農地が荒れるから山にしたいという人たちがいるときには、今回のように4条申請をされ、総会で可決してもらい、県の許可の後、植林するという方法でやってもらったらいいと思っております。  
              今後、その方向でよろしくお願いします。  
              では、これで終わらせていただきます。  
              今日は、お疲れ様でした。